

計画策定の背景

私たちが命を育んでいく上で、食は欠かすことのできないものです。食べることは、命を養うことであり、すべての生命活動の源と言えます。

しかし、近年はライフスタイルの変化に伴って、健全な食生活を営むことが難しい状況になっています。また、核家族化等の影響も受け、「いただきます」「ごちそうさま」といった食や自然に対する感謝の心を表現する挨拶や習慣も薄れつつあります。

このような「食」をめぐる環境の変化の中で、府民一人ひとりが心身の健康を増進する健全な食生活を実践するためには、府民運動として「食育」を推進することが求められています。

ライフスタイルの変化

現在では、交通手段や移動手段、通信技術の発達、ワークスタイルの変化などが原因で、運動不足になりがちな人が多くみられます。また、米や野菜、魚を中心とした日本型の食生活が変化し、脂質の過剰摂取が進みました。ライフスタイルの多様化は、朝食の欠食、間食及び夜食の増加といった食事の偏りや食習慣の乱れを生み出しています。

さらに、核家族化の進展も加わって、個人個人が家庭で食事をする時間が異なり、結果として一人で食事をする「孤食」や、家庭で一緒に食事をしていても、それぞれが好きなものをばらばらに食べる「個食」が増え、子どもの好き嫌いを助長していると指摘されています。

また、流通の発達により世界中から食材が集まり、食生活が豊かになった反面、食べ残しや捨てられる食料が大量に発生し、ものを大切にする「もったいない」という心が希薄となっています。

このような中、「食」に非常に高い関心を持つ人々がいる一方、無関心な人々がいるという二極化の様相を呈しています。府民が氾濫する「食」に関する情報の中から正しいものを選び出し、適切に判断できる能力を身につけることが求められています。

2 食の国際化と伝統食の変化

大阪府では148カ国、約21万人の外国人（平成17年12月31日現在）が暮らしています。また、様々な食材が手に入るようになったほか、各国の料理を提供する飲食店も増えて、だれでもが世界各地の料理を味わうことができるようになりました。子どもたちも学校給食によって各国の料理を体験しています。

一方、大阪は江戸時代に「天下の台所」と言われたように、全国各地から様々

な食材が集まり、豊かな食文化を育んできました。また、府内の各地域において、地元で採れた食材を活かした多くの伝統食が伝えられています。近年では、地域における食材の作り手や家庭での伝統料理の作り手がともに減少し、これら伝統食も変化してきています。

3 生活習慣病の増加

大阪府では昭和40年代から他府県に比して平均寿命の伸びが鈍化し、平成12年の平均寿命は全都道府県中、男性が43位、女性が46位という状況にあります。この要因の一つとして生活習慣病の増加が挙げられます。

生活習慣病の発症は食生活と関連が深く、特に野菜と果物の摂取が多いほど発症のリスクが低減されることが明らかになっていますが、府民の野菜摂取量は全国平均より少ない状況にあります。

4 食の生産体験の希薄化

食の大切さを理解し、食に感謝の念を持つためには、食物がどのようにして作られているかを知ることが重要です。高度成長期までは、大阪府にも周辺に数多くの農地等があり、食物の生産や加工の過程、その苦労などを身近に体験することができました。

しかし、急速な都市化の進展に伴い、農地や水辺などが減少し、生産の場から食卓までの距離が離れ、食の生産現場に対する基本的な理解が難しくなっています。また、都市化の進展とともに産業構造が変化し、農業や漁業に携わる人が減少したことも、基本的な理解を進めることの妨げになっています。

5 食の安全・安心への関心の高まり

食の安全性の確保は、健全な食生活の基本となるものであり、また食に対して安心感を持つことによって心豊かな食生活を送ることができます。

しかしながら、大阪府においては、O157集団食中毒事件、低脂肪乳食中毒事件、野菜の産地偽装事件など食の安全・安心に関わる事象が発生し、府民の食に対する信頼を揺るがしてきました。

一方で、食に関する情報が玉石混淆の状態に氾濫し、情報の受け手である府民が食に関する正しい情報を適切に選択し、活用することが困難な状況も見受けられます。

大阪府では、食の安全と安心の確保についての基本的な考えを明らかにした

「大阪府食の安全安心推進条例」を制定し、府民の健康を保護するため総合的で計画的な施策を推進しています。

6 食育をめぐる国の動き

国は、食育について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年7月に食育基本法を施行しました。同法第10条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と、地方公共団体の責務を定めています。さらに、同法第16条において「食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。」と定めており、これに基づいて平成18年3月に食育推進基本計画が策定されました。

都道府県においては、同法第17条により「都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。」とされ、食育推進基本計画においても、地方公共団体が食育の推進に取り組むことが定められています。

また、推進の目標値として、平成22年度までに、全ての都道府県が食育推進計画を作成・実施することを掲げています。